

第2期 春日部市地域福祉計画

笑顔でつながり 支え合う
安心して いきいきと暮らし続けられるまち 春日部

2024年度(令和6年度)～2028年度(令和10年度)



この計画は…

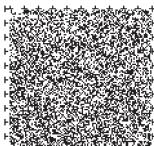
春日部市が笑顔でつながり 支え合う 安心して いきいきと暮らし続けられる
まちとなるように、具体的に目指す姿や取り組みを示すものです。

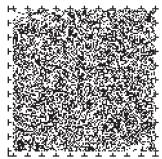
音声コードを印刷しています

本計画書および概要版は、視覚障害のある人のため、各ページの下部に音声コード（Uni-Voice）を印刷しています。このコードには文字情報が組み込まれており、専用の読み機やスマートフォン用アプリを使用することで音声に変換し、文書内容を読み上げるものです。丸い切込みは、このコードが印刷されている場所を示しています。

春日部市

発行：2024年（令和6年）3月





はじめに

春日部市では、平成31年に「春日部市地域福祉計画」を策定し、基本理念で掲げる 地域で暮らす誰もが「笑顔でつながり 支え合う 安心して いきいきと暮らし続けられるまち 春日部」の実現に向け、春日部市の地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

第2期春日部市地域福祉計画においても基本理念や基本目標を継承しつつ、第2次春日部市総合振興計画（後期基本計画）及び福祉に関する各個別計画と整合性を図りながら、春日部市の福祉行政の更なる充実を目指すため策定してまいりました。



今日、人口減少や少子高齢化の急速な進展、社会的孤立などの影響により、人々の暮らしを取り巻く環境は大きく変化し、地域課題、生活課題が「複雑化」「複合化」しています。さらには、新型コロナウィルス感染症の影響による、様々な地域活動の縮小や中止により、地域福祉の担い手が減少し、地域力の低下が懸念されています。

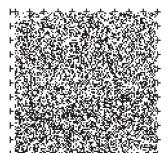
このような状況においては、行政はもとより、地域社会を構成する市民一人ひとり、自治会、各種団体などが共に協力し、地域全体の中で、「人・分野・世代」を超えて、相互に「支える・支えられる関係づくり」が重要となります。

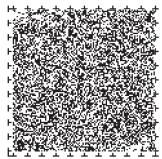
春日部市では、本計画に基づき、必要とする人に必要な支援が行き届き、誰もが安心して暮らすことができる「地域共生社会」の更なる実現を目指して様々な体制づくりを進めてまいりますので、市民の皆様、関係機関等の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました春日部市地域福祉計画審議会委員の皆様、アンケート調査にご協力いただきました市民・福祉関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

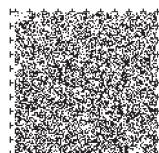
春日部市長 岩谷 一弘





目次

第1章 計画の概要 · · · · ·	1
1 計画策定に向けて	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の策定体制	
第2章 地域福祉の現状と課題 · · · · ·	7
1 春日部市の地域福祉をめぐる状況	
2 地域福祉推進に向けた課題の整理	
第3章 計画の理念・目標と体系 · · · · ·	27
1 基本理念	
2 基本目標	
3 計画の体系	
4 地域福祉の圏域	
第4章 施策の展開 · · · · ·	33
1 基本目標1	
2 基本目標2	
3 基本目標3（春日部市重層的支援体制整備事業実施計画を含む）	
4 基本目標4（春日部市再犯防止推進計画を含む）	
第5章 計画の推進 · · · · ·	69
1 計画推進にあたって	
2 計画の進捗管理・評価	
資料編 · · · · ·	71
1 春日部市地域福祉計画審議会	
2 春日部市地域福祉計画推進委員会	
3 市民意見提出手続き	
4 用語解説	



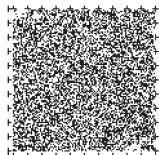
春日部市民憲章

わたしたちのまち春日部は 古利根川と江戸川が流れ
豊かな自然のなかで 伝統 文化 産業を育んできた歴史のあるまちです

わたしたちは この先の時代に想いを馳せ
だれもが住み良い 魅力あるまちを目指して
ここに 市民憲章を定めます

- 環境にやさしく かけがえのない自然を守りましょう
- 心と体を健やかに 良識ある行動を心がけましょう
- お互いを尊重し ともに助け合い 心かよう信頼を築きましょう
- 伝統と文化を大切にし 次の世代に引き継ぎましょう
- 広い視野で世界に学び 平和で夢のある未来をつくりましょう

そして
このまちで
ともに生きましょう



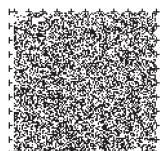
第1章

計画の概要

この章では、計画策定の背景、計画の位置づけや

他の計画との連携などをご紹介します

※本文中に「*」が付いている用語は、資料編の「4 用語解説」で解説しています。



1 章

計画の概要

1 計画策定に向けて

● (1) 地域福祉計画策定の背景

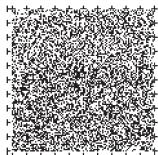
- ・今日、少子高齢化や社会構造の変化により、地域のつながりの希薄化が進んでいます。また、生活をするうえでの課題は複雑化かつ複合化しており、8050問題*から9060問題への移行、ダブルケア*、ひきこもり、社会的孤立*、孤立死など、既存の公的制度やサービスでは対応しきれない、制度の狭間にいる人が増加しています。
- ・誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、福祉の領域だけでなく、地域全体の中で、人・分野・世代を超えて、相互に支える・支えられる関係づくりが重要です。

● (2) 地域共生社会*とは

- ・子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる社会のことをいいます。(「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月閣議決定))

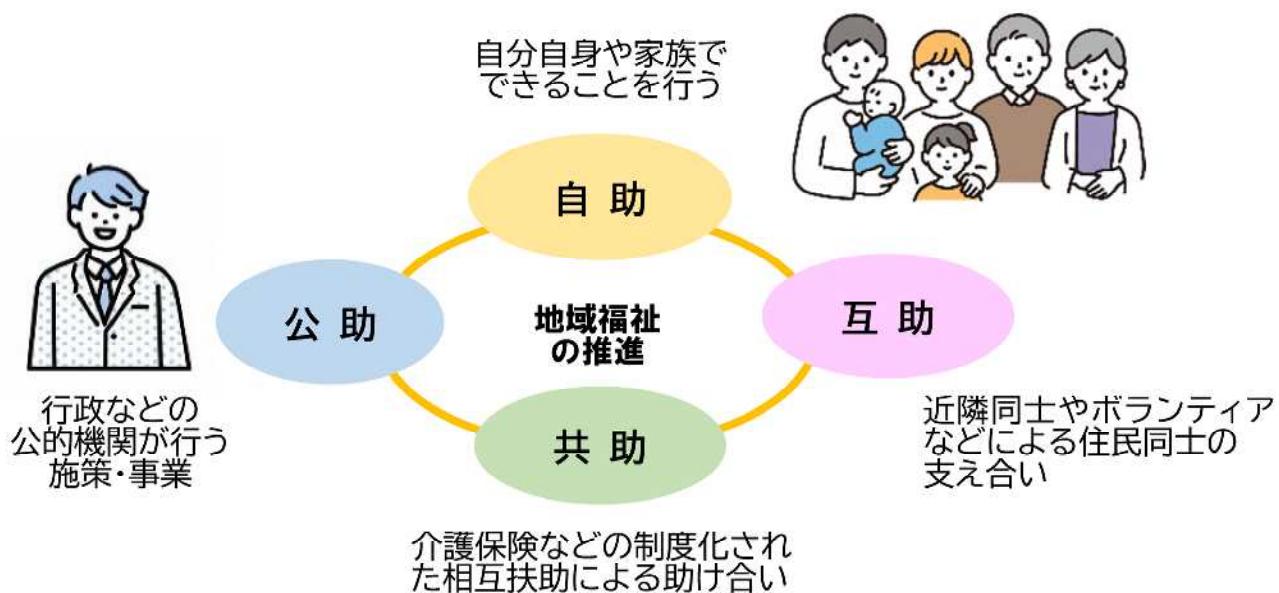


地域共生社会のイメージ図



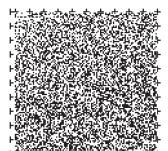
● (3) 地域福祉の推進に向けて

- ・地域福祉とは、地域において子どもから高齢者まで、障害の有無などに関わらず、住民一人ひとりが安心して暮らしていけるよう、住民や住民組織、関係団体・機関、行政などの関係者がお互いに協力して、地域の生活課題を解決していく考え方や行動のことです。
- ・近年、地域社会を基盤とした地域福祉の推進の必要性がさらに高まっています。地域福祉における取組みには、自分自身や家族でできることを行う「自助」、近隣同士やボランティアなどによる住民同士の支え合いである「互助」、介護保険などの制度化された相互扶助による助け合いの「共助」、行政などの公的機関が行う「公助」があります。
- ・「地域福祉計画」において、地域生活課題の解決に向けて、「自助」「互助」「共助」「公助」が組み合わさり、地域福祉を総合的に推進していくことが求められています。



● (4) 持続可能な開発目標（SDGs）への配慮

- ・持続可能な開発目標「SDGs（エスディージーズ）=Sustainable Development Goals）とは、平成27年9月に国連のサミットで採択された国際社会共通の目標です。第2期地域福祉計画については、このSDGsの考え方へも配慮し、持続可能なまちづくりへの取組みを推進します。なお、本計画で取組むゴールは、次の5つです。



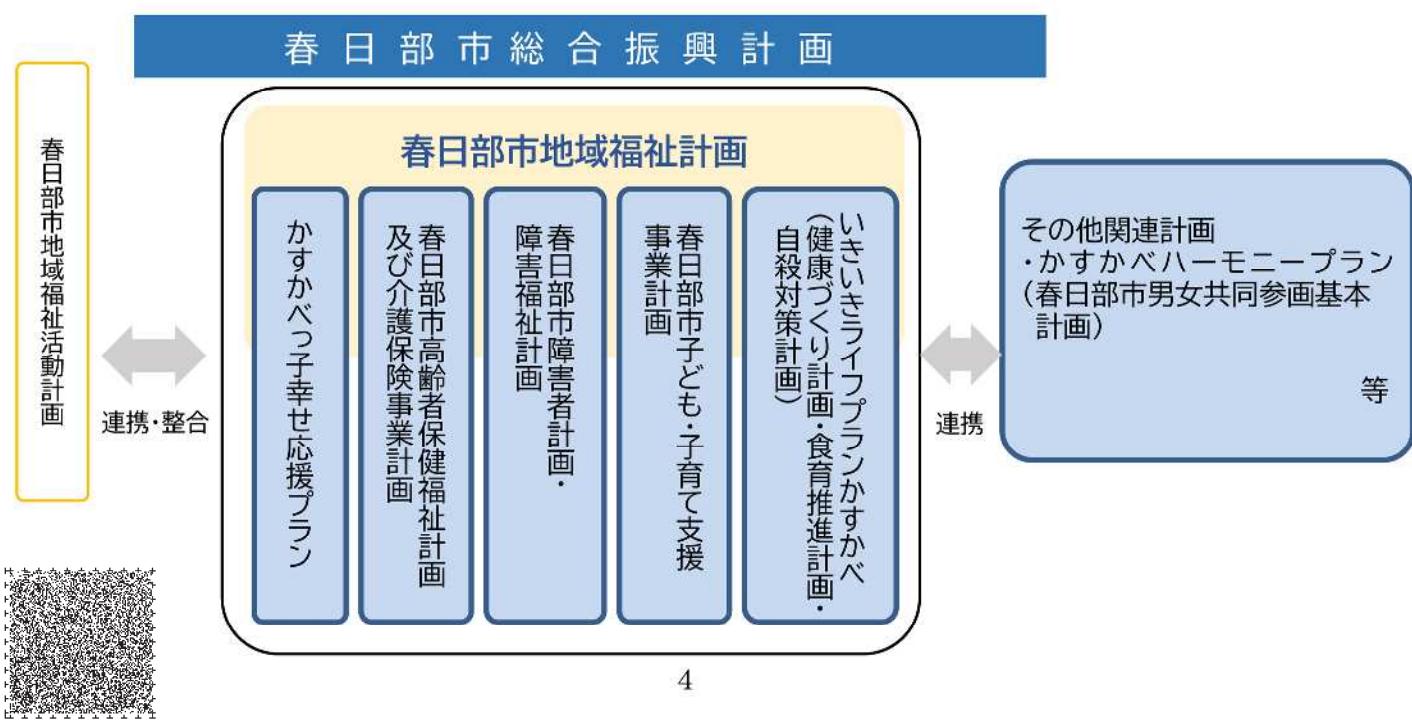
2 計画の位置づけ

● (1) 地域福祉計画とは

- ・「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。
- ・平成30年の社会福祉法の一部改正では、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載することとされ、各分野別計画のいわゆる「上位計画」として位置づけられました。さらに、「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として新たに追加されています。
- ・令和2年には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法の一部が改正され、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的な支援体制を整備することとされています。

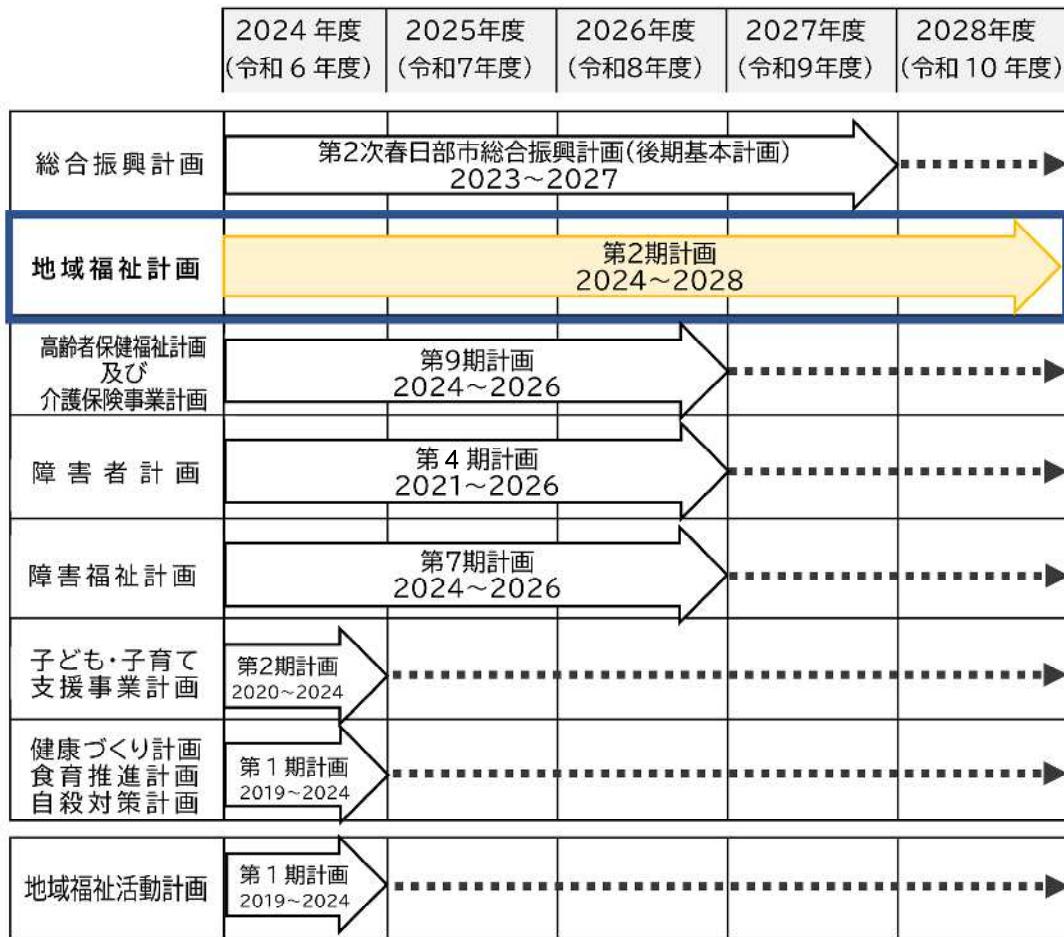
● (2) 関連計画との位置づけ

- ・この計画は、第2次春日部市総合振興計画で示された、まちの将来像「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」の実現に向け、整合性を図ります。
- ・春日部市における福祉部門の上位計画として、児童・高齢者・障がい者といった対象ごとの福祉に関する各個別計画と整合性をもち、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保します。それぞれの分野固有の施策や達成目標等については各個別計画に基づいて推進し、各個別計画の全部又は一部をもって本計画の一部とみなします。
- ・社会福祉法第106条の5に基づく「春日部市重層的支援体制整備事業実施計画」、及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「春日部市再犯防止推進計画」を含みます。
- ・春日部市社会福祉協議会策定の「春日部市地域福祉活動計画」と連携しながら計画を推進します。



3 計画の期間

- この計画の計画期間は、2024年度(令和6年度)から2028年度(令和10年度)までの5年間とします。



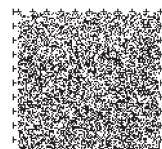
4 計画の策定体制

● (1) 春日部市地域福祉計画審議会

- 学識経験者、社会福祉協議会、医療・保健・福祉関係者、民生委員・児童委員*、自治会代表者、公募に応じた市民などにより組織した「春日部市地域福祉計画審議会」を設置し、計画のあり方や方向性、内容について十分に意見を聴きながら、策定作業を行いました。

● (2) 春日部市地域福祉計画推進委員会

- 審議会の前段として、地域福祉に関する各課の課長級職員で組織する「春日部市地域福祉計画推進委員会」を設置し、各課の連携による計画案の策定作業を行いました。



● (3) 地域福祉に関する市民意識調査

・今後の地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱となる「第2期春日部市地域福祉計画」を策定するにあたり、計画策定及び福祉施策の基礎資料とするため、市民と福祉関係団体を対象にアンケート調査を実施しました。

調査方法：郵送配布・回収によるアンケート調査

調査期間：令和4年11月25日（金）～12月28日（水）

調査の種類	発送数	回収数	回収率
1.地域福祉に関する市民意識調査 (18歳以上の市民2,000名を無作為抽出)	2,000件	792件	39.6%
2.福祉関係団体調査	515件	288件	55.9%

※1 調査結果の比率は、その設問の回答者を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出するため、合計が100%にならない場合があります。

※2 複数回答形式の各項目の回答の合計を足し上げた場合、回答者数を上回るため、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

※3 図表中の「n」とは、当該設問の対象となる人数を表します。そのため、回答すべき対象者の絞り込みを行っている場合には、アンケートの回収数と「n」の数値は異なる場合があります。

※4 第2章以降に記載のある、「前回の調査結果」とは、前計画である「春日部市地域福祉計画」策定時のアンケート調査の結果を指します。

(前回のアンケート調査は、平成29年12月から平成30年1月にかけて市民2,000人及び福祉団体449団体を対象に実施しました。)

